

埼玉県河川整備計画策定専門会議設置要綱

(設置)

第1条 河川法第16条の2に基づく河川整備計画の策定に当たり、別表－1に掲げるブロックに関して、専門的な見地からの意見を聴取するため、河川整備計画策定専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門会議は、次の事項を検討する。

- 一 河川整備計画に定める事項の内容に関すること
- 二 河川整備計画に関する住民意見に関すること
- 三 その他、河川整備計画策定の推進に関すること

(構成)

第3条 専門会議は河川整備に関して学識経験を有する、別表－2に掲げる委員をもって構成する。

- 2 専門会議には、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選による。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 座長は、専門会議を招集し、その議長となる。

- 2 座長は、検討内容により、第3条で定める委員全員を招集する必要がないと認めるときは、第3条で定める委員の一部を招集することができる。
- 3 座長は必要に応じて、第3条で定める委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期等)

第5条 専門会議の委員の任期は、就任から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 専門会議の庶務は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び総合治水事務所において処理する。

(報酬等)

第7条 専門会議に出席した委員の報酬及び交通費は、別紙「埼玉県河川整備計画策定専門会議に対する報酬等の取扱いについて」に基づき支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか、専門会議の運営に関し必要な事項は

座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年3月17日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。